

明石市長 丸谷 聡子  
(公印省略 総務局総務管理室情報管理課)

### 制限付一般競争入札の実施について

明石市総務局総務管理室情報管理課の借入について、制限付一般競争入札を実施しますので、参加を希望される方は、下記要領により申請書等を提出してください。

#### 記

#### 1 対象業務

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| (1) 件名   | 裁断機（フォームバスターなど）の賃貸借契約   |
| (2) 納入場所 | 明石市中崎1丁目5番1号 情報管理課バスター室 |
| (3) 借入概要 | 裁断機等の賃貸借及び保守            |
| (4) 借入期間 | 賃貸借料                    |

賃貸借料は令和5年8月1日から起算する。

#### 納入期限

令和5年7月31日

受注者は上記期限までに賃貸物件を発注者が使用可能な状態に調整を完了すること。

#### 賃貸借期間

令和5年8月1日から令和10年3月31日まで

(地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約)

#### 準備期間

契約締結日から令和5年7月31日までの期間は本賃貸借の履行にかかる準備期間とする。  
なおこの間における本賃貸借の準備は、受注者の責任と負担により行うものとし、これにかかる賃貸借料は一切発生しないものとする。

#### 2 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）の物品の製造・売買の部に、契約の種類が情報機器・家電で登録されており、かつ業種区分がOA機器で登録されていること、または、サービス業務の部に、契約の種類がサービスで登録されており、かつ業種区分がレンタル・リースで登録されていること。
- (2) 以下に掲げる①から④までのいずれかに該当すること。
  - ① 明石市内の本店で登録している者（市内業者）
  - ② 明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）
  - ③ 兵庫県内の本店で登録をしている者（県内本店業者）
  - ④ 兵庫県内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っ

ている者（県内支店・営業所等登録業者）

- (3) 平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る「裁断機（フォームバスターなど）の賃貸借契約」を元請として完了した業務実績を有すること。

※長期継続契約等により現在履行中の業務であっても、令和5年3月31日までの間に12か月以上連続して履行していることが確認できれば、上記内容を満たすものとする。

- (4) 兵庫県内に保守業務の事業拠点（保守業者に委託する場合等を含む）を有し、かつ、故障等の障害発生時に迅速に対応できる体制を整えていること。
- (5) 仕様書に示した性能等の要件を全て満たした物品の納入することができること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 明石市契約規則第3条（平成5年規則第10号）の規定に該当しないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。  
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。
- (9) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (10) 公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
- (11) 開札日の前日において、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書（写し（PDF形式を含む）可）を提出できること。
- (12) 仕様書等の内容を熟知し、賃貸借条件等を十分に理解した上で入札に参加できること。

### 3 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより総務局総務管理室情報管理課へ仕様書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

令和5年5月17日（水）から令和5年5月24日（水）13時まで

(FAX 078-918-5130 明石市総務局総務管理室情報管理課 制限付一般競争入札担当者 宛)

- (2) 質問に対する回答

令和5年5月25日（木）13時から明石市ホームページにおいて公表します。

### 4 入札参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けてください。

ア 制限付一般競争入札参加申請書（指定様式）

イ 入札書（指定様式）

ウ 内訳書

エ 業務実績調書（指定様式）及び業務の実績を証する契約書等（写）

- (2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等（簡易書留も可）の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 令和5年5月25日（木）13時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 総務局総務管理室情報管理課への郵便物の必着期限は、令和5年6月6日（火）です。この必着期限を

過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到着しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

ウ 郵便物提出日中に、ファクシミリにより総務局総務管理室情報管理課へ制限付一般競争入札参加確認書(指定様式)を送付してください。

(FAX 078-918-5130 明石市総務局総務管理室情報管理課 制限付一般競争入札担当者宛)

## 5 開札日時及び場所

### (1) 日時

令和5年6月7日(水)14時00分(予定)

### (2) 場所

明石市役所 本庁舎8階 804会議室

## 6 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等を行う場合がある。

## 7 入札金額の取扱い

入札金額は、契約希望単価(機器一式の賃貸借及び保守にかかる代金の月額(税抜))を記載してください。

## 8 消費税の取扱い

入札金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください(税抜で記載)。

契約締結に際しては、落札者の入札金額に10%を加算した額で契約を行います。

なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

## 9 支払条件

前金払 無 部分払 無 (ただし、毎月払いとする。)

## 10 予定価格(税抜)

82,750円(月額)

## 11 長期継続契約について

本賃貸借契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものです。なお、契約の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算を削減された場合又は当該年度における年間予定賃借料総額未滿に削減された場合は契約を変更又は解除することがありますので、了承の上、入札にご参加ください。

## 12 暴力団排除に関する誓約書の提出について(契約締結時の注意事項)

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、契約金額が200万円を超える場合には、落札決定者は契約締結日までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

**契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。**

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市参加者等指名停止基準別表第2第8項第9号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

### 13 契約条項等を示す場所

明石市契約規則等、応募案件等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ「入札コーナー」において閲覧することができます。

### 14 入札に関する条件

- (1) 入札書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

### 15 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札

### 16 入札結果及び契約について

- (1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札者を決定します。
- (3) 入札結果は、令和5年6月8日（木）から明石市ホームページにて掲載します。

### 17 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この賃貸借の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (4) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 最低価格入札者であっても、資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。  
この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
- (6) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札に参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご注意ください。
- (7) その他入札及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。